川島町農業委員会　９月定例会　会議録

１．開催日時　令和８年９月２５日（金）　午後１時３０分～午後２時５５分

２．開催場所　川島町役場　大会議室

３．議長名　　利根川　洋治

４．出席人数　１７名（農地利用最適化推進委員８名を含む）

会　長　　４番　利根川　洋治

会長職務代理（副会長）　　８番　横川　公久

農業委員

１番	横田　正雄	２番	小高　春雄
３番	宇津木　忠明	５番	染谷　和廣
６番	稲毛　茂作（欠席）	７番	遠山　いづみ
９番	木村　悟	１０番	山﨑　清

農地利用最適化推進委員

中山地区	関口　孝美	
伊草地区	中村　正宏	
三保谷地区	鈴木　健（欠席）	松本　二三男
出丸地区	岡田　茂雄	
八ツ保地区	福島　和利	木村　淳一
小見野地区	杉山　進	永瀬　芳和

５．議事日程

第１　議事録署名委員の指名について

第２　会期の決定について

第３　諸般の報告について

第４　報　告

（１）　県許可等の状況について

（２）　専決事項報告の件について

第５　議　案

（１）　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請承認の件

（２）　議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請承認の件

（３）　議案第３号　農用地利用集積等促進計画（案）の意見照会の件

（４）　議案第４号　土地改良事業参加資格申出に係る承認について

第６　その他

６．農業委員会事務局職員

事務局長	井上　靖夫
事務局次長	兼松　勉
事務局員	笛木　知朗

７．会議の概要

	（会議規則第５条の規定により、会長が議長となる。）
事務局長	農業委員９名、農地利用最適化推進委員８名の出席報告を行い、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、定足数に達していることから開会を宣言した。
議長	日程第１「議事録署名委員の指名について」 会議規則第２３条第２項の規定により、議長において指名する。 （５番　染谷委員、７番　遠山委員を指名した。）
議長	日程第２「会期の決定について」 会期を本日一日とし、委員の承認を得た。
議長	日程第３「諸般の報告について」 ９月４日、「比企地域女性農業委員・農地利用最適化推進委員連絡会　令和８年度視察研修会」に遠山委員出席の旨が報告された。
議長	報告第１「県許可等の状況について」、事務局から朗読・説明を求めます。
事務局	「県許可等の状況について」説明を行った。
議長	ただいまの報告事項について、質疑を受け付けます。

	（質疑なし）
議長	報告第２「専決事項報告の件について」、事務局から朗読・説明を求めます。
事務局	「専決事項報告の件について」説明を行った。
議長	ただいまの報告事項について、質疑を受け付けます。 （質疑なし、次の日程に移る）
議長	日程第５「議案」 議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請承認の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。
事務局	議案第１号番号１について説明を行った。
議長	説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。
遠山委員	番号１について補足説明を行った。
議長	担当委員の補足説明が終わりましたので、質疑を受けます。 （質疑なし、次の日程に移る）
議長	議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請承認の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。
事務局	議案第２号番号１及び２について説明を行った。
議長	説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。
横田委員	番号１及び２について補足説明を行った。

議長	担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受けます。
山﨑委員	番号２の申請地について、付近に集落等もないが、既存の駐車場を含め、農業振興地域農用地区域外で間違いないか。
事務局	当該地については、農用地区域外であることを確認済みである。
小高委員	番号１について、建設業者による資材置場設置の計画とのことだが、どのような資材を設置するのか、また資材の中に危険物はないか伺いたい。
事務局	現地確認時に関係者に確認し、足場パイプの置場とする計画であるとの説明を受けた。また、農政環境課生活環境グループも同席のうえ、現場で生じた廃棄物等は持ち込まないということで確約をとっている。
小高委員	誓約事項について、書面にて事業者と取り交わしのうえ、整理すべきでないか。
事務局	ご意見のとおり事業者に書面提出を求めることとする。
	質疑終結
議長	議案第３号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見照会の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。
事務局	議案第３号について説明を行った。
議長	事務局の説明が終わったので、質疑を受けます。

関口委員	農地中間管理事業について、出し手の要件の緩和はできないか。 現在は、雑草が生えていると受けていただけなかったり、場所によっても受けていただけないという状況であり、耕作放棄地の解消につながらないように思う。 今後の対応について、事務局の考えを伺いたい。
事務局	現況は、農地所有者の責任において、耕作者に渡せる状態にしてからでないと受け入れできないという考え方である。 一方、農地復旧ができないから耕作放棄状態になっているということが実態であり、民間事業者の活用など、解消する術がないか模索しているところである。
関口委員	では、農地をきれいにすれば受けていただけるということか。
事務局	水利や日照状況など、耕作条件にもよる。受入可能な耕作者がいるかどうかが重要であるため、事前に農政環境課までご相談をいただきたい。
山﨑委員	別紙資料について、賃借料の記載がないのはなぜか。
事務局	原則として賃借料は１０ａあたり６，０００円であり、これを下回るものではないことから、資料から省き、変化があったもののみを記載している。
山﨑委員	今後、賃借料は最低及び最高額などだけでも伝達いただければ幸いである。
	質疑終結
議長	議案第４号「土地改良事業参加資格申出に係る承認についてを議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。

事務局	議案第４号について説明を行った。
議長	事務局の説明が終わったので、質疑を受けます。 （質疑なし、次の日程に移る）
議長	日程第６「その他」について事務局から説明を求めます。
事務局	① 地域計画のブラッシュアップについて これまで民間事業者による説明の機会をとってきたが、無計画に受け入れてしまうと、将来的に美しい田園風景が失われることになるのではとのご指摘をいただいた。 ご指摘を踏まえ、１０年後の地域の将来像を定めた「地域計画」に地域の意見を反映したうえで、適地を定めることが重要であると考え、１１月以降、地域計画のブラッシュアップに取り組む予定である。 日程等は今後調整となるが、地元の意見を集約する場を設けたいと考えているので、委員の皆様のご協力をお願いしたい。
議長	事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
利根川委員	意見を聴取する対象はだれを想定しているか。
事務局	各地域における地権者・耕作者・大規模農家を想定している。 地区ごとにわけ、小グループの中に農業委員や推進委員に入っていただき、話を進める流れがよいのではと考えている。
利根川委員	地区単位では集約しきれないのでは。大字単位や対象者を絞ったうえで、町の考え方と地域計画のブラッシュアップでは求めるものも違うと想像されることから、実施方法は事務局にて詰めていただきたい。

遠山委員	将来に向けて企業参入を主に置くのかどうかという点についてもはっきりさせた方がよいだろう。また、企業参入にあたっては相当規模の圃場が必要であり、対象となる地権者を事務局にて探しておく必要があるだろう。 また、対象者にアンケートをとる方法もあるのではないか。
利根川委員	考え方を絞らないと、広範囲に地権者から意見を集約したとして、今後の町の考え方に対する効果がないと意味のない集まりになる。 町の考えかたを表明し、その考えについて地権者を含めて問いかけをするのがよいのでは。
事務局	各地区で大手の担い手が耕作しているところだが、１０年後が不安視される地区も見えてきたところである。 そういった地域について、その後の担い手が本当にいなければ、具体的にアンケートをとるなどして、法人や企業参入の候補地とするのも一案ではないかと考えている。 まずは担い手に不安がある地域について、重点的に調べ、地域計画にどう反映するのかを考えたいと考えている。
関口委員	地権者に提示する前に、事務局中心にたたき台やパターンを作成すべきである。 地域計画策定の際と同様に、地権者や耕作者が来ない恐れもある。 具体的にどうするかを詰めてから、公にしたほうがよいだろう。
染谷委員	集約にあたっても、農家の辞め時は個人差がある。他の大規模農家や企業にお願いするとしても、相手の信用が重要になると考える。
利根川委員	事務局で原案をおろしてくる形にしないとまとまりがつかないだろう。段階を踏まえ、事務局にて協議いただきたい。

小高委員	町の農業のあり方についても、町のビジョンを持つべきである。 将来の土地活用について、企業参入も含め、現在耕作されている方の意見も取り入れながら、議会や農業委員会ともすり合わせたうえで、ご検討いただきたい。 質疑終結
議長	以上で本日の会議に上程した案件は、採決を残しすべて議了しました。これをもちまして、一度休会します。農地利用最適化推進委員の皆さまお疲れ様でした。 （農地利用最適化推進委員　退出）
議長	再開します。なお、全ての案件について質疑を求めます。 （質疑なし）
議長	議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請承認の件」について、番号１の申請について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （全員賛成）
議長	議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請承認の件」番号１の申請については、「許可」とすることに決定しました。
議長	議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請承認の件」番号１の申請について、「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （全員賛成） 番号２の申請について、「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （全員賛成）

議長	議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請承認の件」番号１から２の申請については、「許可相当」とすることに決定しました。
議長	議案第３号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見照会の件」について、「原案どおり承認」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （全員賛成）
議長	議案第３号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見照会の件」については、「原案どおり承認」とすることに決定しました。
議長	議案第４号「土地改良事業参加資格申出に係る承認」について、「原案どおり承認」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （全員賛成）
議長	議案第４号「土地改良事業参加資格申出に係る承認」については、「原案どおり承認」とすることに決定しました。
議長	会議に上程した案件はすべて議了した旨の報告を行い、令和８年９月の定例会の閉会を宣言します。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

議　　長　利根川洋之

５番　染谷委員　染谷和彦

７番　遠山委員　遠山いづみ